労働安全衛生法に基づく免許を申請される皆様へ

労働安全衛生法に基づく免許の申請に関して、以下の通り変更点がありますので、ご留意ください。

原本確認の変更について

労働安全衛生法に基づく免許証申請に係る原本確認については、令和５年８月 29 日から、以下のとおりといたします。

項目	改正前	改正後
労働安全衛生法関係の免許証の写しの添付	**引き続き**、安全衛生法関係免許証の原本確認が**必要**	
本人確認証明等の写しの添付	**引き続き**、原本確認は**不要**	
安全衛生法関係免許を受ける資格を有することを証明する書類の写しの添付	書類の原本確認は必要	書類の原本確認は**不要**

また、住所変更の際に、**現行の免許証に記載の住所が記載されている書類の提出が不要**になります。

免許証送付用封筒に貼付ける切手の金額の変更について

令和５年１０月１日から郵便料金が変更され、労働安全衛生法に基づく免許証の発送のための郵便料金（定型郵便、２５ｇ以内、簡易書留）が４０４円から４３４円に引き上げられる予定です。

合計が次の金額となるように切手をお貼り下さい。

申請日（郵送等の場合は消印日）が

令和５年９月１９日以降の場合　４３４円分

令和５年９月１８日以前の場合　４０４円分

免許の申請に関して、以下について、ご留意ください。

免許申請先について

クレーン、移動式クレーン運転士免許申請など提出先の間違いで、申請書が返戻される事案が発生していますので、ご注意ください。

学科試験の合格ハガキ裏面	申請先
免許試験合格通知書	東京労働局
免許試験結果通知書	住所地の労働局
無試験での免許申請 再交付・書替・更新申請	住所地の労働局

所持している免許証はありませんか

免許申請の際、所持している労働安全衛生法の免許証の添付漏れ事案が散見されます。

単に添付漏れもあれば、免許取得そのものを忘れていた例もあります。（高校生の時に取得した２級ボイラー技士免許等）

所持している免許証を紛失していれば免許証再交付申請、所持している免許証の名前が変わっているのであれば免許証書替申請が別に必要となります。再交付と書替申請は同時に１枚の申請書で行えます。

この場合、免許交付申請と免許証再交付・書替申請を同時に行うことができますが、各々の申請書に写真及び収入印紙の貼付が必要となります。

なお、免許証送付用（返信用）切手は１枚分となります。

また、申請先は住所地の労働局となります。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署